

和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会（第4回） 議事録

- 1 日時：令和2年1月20日（月）10：00～11：30
- 2 場所：農林水産省第3特別会議室
- 3 出席者 委員：石木委員、大山委員、越智委員、小谷委員、高橋委員、林委員
農林水産省：渡邊畜産部長、犬飼課長、三上室長、犬塚室長、大竹補佐
法務省民事局、法務省刑事局、財務省関税局、内閣府知的財産戦略推進事務局

4 概要

【開会】

（三上室長）

それでは、定刻となりましたので、只今から第4回和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい時期にもかかわらず、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、畜産部長の渡邊から挨拶させていただきます。

【冒頭挨拶】

（渡邊部長）

第4回和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する専門部会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、本部会にご出席いただき、ありがとうございます。

これまでに3回開催しました本部会におきまして、和牛遺伝資源の知的財産的価値の保護強化に関する検討について、様々なご意見をいただいていたところでございますが、本日は、前回の論点整理を踏まえて中間とりまとめ案をご提示させていただきます。

皆様方におかれましては、中間とりまとめ案について、活発なご議論をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

（三上室長）

それでは、ここで、報道関係のカメラの方々のご退室の方、よろしくお願いいたします。

【カメラ退室】

【議事進行】

（三上室長）

よろしいでしょうか。本日、田上委員、山根委員におかれましては、ご都合によりご欠席されております。また、本日もオブザーバーの省庁の参加を得ております。続きまして、本日配布しております資料をご確認させていただきます。議事次第にありますとおり、資料1から資料4までをお配りしております。もしお手元になれば、事務局までお申し付けください。それでは、以降の運営につきまして、石木座長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（石木座長）

それではここから私の方で議事進行させていただきたいと思います。前回の第3回専門部会において、論点整理のご議論をいただきまして、ある程度専門部会としての方向性が出てきましたので、事務局のほうで中間とりまとめの案をまとめていただきました。本日は、この中間とりまとめ案についてご議論いただきたいと思います。それでは事務局から説明をお願いします。

【三上室長から中間とりまとめ案について説明】

(石木座長)

ありがとうございました。ただ今、ご説明いただきました内容について、1から4にあります、「基本認識と検討の方向性」「保護客体」「違法行為類型」「不正行為による不正な流通に対する適切な救済措置の在り方」というところですが、時間の関係もありまして、全体をまとめてご意見を伺いたいと思います。それでは席順により、林委員からご意見をお願いします。

(林委員)

これまでの議論を大変簡潔に要約した中間とりまとめ案を作成いただきましてありがとうございます。

まず、1の「基本認識と検討の方向性」についてですが、前回の第3回専門部会で行われた、民間の種雄牛育成事業者からのヒアリングにおいても強調されておりましたように、日本の和牛の国際競争力強化のためには、いかに他の肉用牛と差別化をするかということが大事であり、即ちこれはブランド化、違いを明確にするということではないかと思います。この点につきまして、「むすび」のところでも「和牛は、我が国で作出された固有の品種であり、その遺伝資源は、我が国畜産業における競争力の源泉の一つであって、その国内活用の保護に万全を期していかなくてはならないものである。」と書かれておりますが、こうした開発、長年の改良プロセスが、知的財産的価値をもつということに光を当てて今回議論できたことは、平成18年の家畜の遺伝資源の保護に関する検討会での議論の後から現在までの間の国際的なデータ利活用の重要性への着目の反映であると私は理解しております。平成29年3月に知的財産戦略本部でとりまとめました「新たな情報材検討委員会の報告書」におきまして、Society5.0を見据えて、データをいかに利活用していくか、またその保護の在り方をどうしていくかを議論したわけですが、世界的にも従来の伝統的な知的財産権の要件に該当しない情報財を、排他的な権利として囲い込むような制度を設けている国はない中で、我が国だけがそれをするのは、かえってデータの利活用を阻害してしまうのではないかと、という議論をしたうえで、行為規制が妥当ではないかということで、不正競争防止法のもと限定提供データ制度という法改正に至った訳でございます。今回のこの和牛などの畜産におきましても、欧米では既にデータ、IoT、AIを活用したデジタルファームが進んでおり、我が国においても先進的な事業者の方々はそれを取り入れて、日々改良に努力されております。そういった改良の成果を知的財産的価値として正面から認めて保護する制度を確立するということは非常に重要であり、その際の方法としては行為規制が妥当であると思っております。

2の「保護客体の範囲」でございますが、これは2ページから3ページに書かれているように、和牛の場合、改良の結果高まった価値と人工授精用精液や受精卵という媒体とが切り離せない、価値を化体した有体物という性質を持っている点において、営業秘密や限定提供データよりもさらに、保護客体の特定が可能であると認識しています。

次に、3の「違法行為類型」ですが、法制化においてこの違法行為類型をどの範囲で定めるのか、という点は取引の安全とのバランスにかかっていると思います。つまり、その保護客体をどの程度特定できるかということと、違法行為類型の範囲は相関関係にあるものと考えられます。そうしますと、先ほど申し上げたように、営業秘密や限定提供データよりも有体物という側面が強い本件におきましては、今回の3で示されるような範囲の違法行為類型を行為類型として定めることが妥当ではないかと考えられます。特に、「譲渡等」の「等」の中には、「輸出」が入ることを確認しておきたいと思います。この点については、先ほど申し上げた民間の種雄牛育成事業者の皆様からのヒアリングにおいても、皆様が最も望まれているのは国際競争力の維持・強化でありまして、その為には、改良プロセスを経て開発した和牛の遺伝資源の海外流出を防ぐということが大事でありますので、まさにこの水際差止めができるように「輸出」も、この「譲渡等」の「等」の中に入っているということは確認しておきたいと思います。

次に、4の「救済措置」でございます。いかに制度を設けようと、その救済措置が実効性のある形で定められなければ、絵に描いた餅になってしまいます。この点に置きまして、本件では、やはり刑事上の措置と水際差止め措置の2点が重要であると考えております。中間とりまとめ案において、刑事上の措置を設ける具体的な理由については書かれておりますが、民事上の救済措置におきましても、契約を超える不正な行為に対して差止め措置を設けるとともに、その損害の推定規定を設けることも必要であると考えております。以上、項目についての意見を申し上げます。

(石木座長)

ありがとうございました。次に高橋委員お願いします。

(高橋委員)

中間とりまとめ案に対する意見ということで、全体的に感じておりますことを3点ほど述べさせていただきます。今までの専門部会での発言と重なる部分もございますが、ご了承いただきたいと思います。

まず和牛は、島国である日本に昔から根付いていた在来種が基礎となり地域単位で改良に取り組んできた品種で、今の特長ある和牛に改良できた大きな転換期は1991年の牛肉の輸入自由化であったと思っております。自由化に危機を抱きまして、輸入牛肉との差別化を図るために、和牛の特質である霜降り能力を高める方向に舵を切りまして、国や地域の生産者団体、登録協会、雄牛を所有する県や家畜人工授精所等の関係者による多大な労力、資金、努力の積み重ねによって、今の和牛に改良できたと思っております。特に雄牛側の影響が7割以上あるということですので、優秀な雄牛作りが和牛改良のポイントです。そのために、県や家畜人工授精所がお互いに敬意を払いつつ切磋琢磨し、閉鎖集団である和牛の近交係数を高めないう多様性に配慮し、お互いの種雄牛の精液も活用しながら造成してきた経緯があるということ、そして、今後もそれが必要な行動であるということ、重ねてご理解いただきたいと思います。申し上げます。

まず、このような現場の実態や取引の安全等を踏まえたうえで、今回の中間とりまとめ案にありますような形で、不正な行為を規制する新たな仕組みを検討していただきたいというのが一点目です。

次に、二点目ですが特に今、申し上げましたとおり、私ども家畜人工授精所は種雄牛造成のために各地の優秀な雌牛に対して、今後も計画交配を実施していきます。交配する雌牛の父や祖父が不

正な行為に関与しているのかについて確認が必要であるということは理解できました。しかしながら、凍結精液や生まれた家畜が取引されていく中で、我々人工授精所が重過失などに問われないための確認や手続きについて、何らかの形で国のほうから示していただければありがたいという思いが二点目です。

最後に、大山委員がお詳しいところではありますが、DNAのマーカー解析で、遺伝的に和牛が他の品種とは異なる系統、あるいは遠い位置関係にあるということがわかっています。そして和牛には、健康に良いと言われているオレイン酸などの不飽和脂肪酸が特異的に高いという特長があり、そのことから和牛肉の融点、溶ける温度ですが、これが他の品種よりも明らかに低いという特長があります。ですから、食べますと口溶けが良くて滑らかで、甘く美味しいと言われているのが一般的でございますし、訪日外国人の多くの方がその魅力にとりつかれるというのも当然であろうと思っております。そういう評価もあって、牛肉の輸出量は毎年毎年右肩上がり、我が国輸出農産物の重要品目となっています。それは畜産関係者が長年の努力を積み重ねて、閉鎖集団の和牛をここまで改良してきたことによって、今のすばらしい和牛となったということだと思います。そのため、この我が国の和牛遺伝資源を海外へ絶対に流出させないように、この中間とりまとめ案にございますような形で、保護する仕組みができれば、大変意義深いものと考えてございます。つきましては、新たな仕組みの検討にあたりまして、私ども改良事業者が、引き続き改良を続けて、世界に評価され、誇れる和牛を作り続けていけますように、改良事業者を後押ししてくれる視点をもって、仕組みの検討をよろしく願いしたいというのが三点目です。以上、よろしくお願い申し上げます。

(石木座長)

ありがとうございました。次に小谷委員お願いします。

(小谷委員)

中間とりまとめ案を拝見しまして、改めて以前、改良事業者のヒアリングでも直接お話いただいたように、この和牛について海外流出への危機感というのは日本全体においてある程度共有されていると思います。そこで、不正な行為による海外流出が防げるように、今回の中間とりまとめ案に基づいて新たな仕組みを検討していただきたいと思います。改めて、1の「基本認識と検討の方向性」の文章を拝見しても、非常に改良のプロセスという部分が価値として大事にされ、創造的な活動とされていること、また改めて種苗とは違う守り方が必要であるということが分かりやすく書かれていると思いました。これらを踏まえて新たな仕組みの検討をお願いしたいと思います。

(石木座長)

ありがとうございました。次に越智委員お願いします。

(越智委員)

中間とりまとめ案の作成大変お疲れ様でした。今までの議論の内容のほとんどが入っていると思います。家畜遺伝資源について価値の化体した有体物として捉えることに関しては皆さん全員一致かと思います。先ほど林委員からもご意見がありましたが、どのような文言かわかりませんが、やはり水際での措置が必要ですので「譲渡等」の「等」の中に「輸出」が入ることは、確認して入れるべきだろうと思います。

それから、私も何回か申し上げておりますが、トレーサビリティについては更なる技術開発を講じて、ITによりデータの収集等を自動化し、現場でもわかりやすく入力できるなど簡素なものにして、そしてそれをできれば農林水産省の管轄下に置いてデータ管理することを考えてもいいのではないかと思います。

派生品譲渡類型においても、善意無重過失の者については、何回か議論になっておりますが、これに関しても取引の安全に留意した文言になっております。また、訴訟の際の証明の可能性という部分が4の(1)民事上の措置になりますが、先ほど高橋委員からもご意見がありましたように訴訟になった際に、これは侵害品ではないという主張をした場合、それが侵害品であることをどう証明するかということが一点、大事な話かと思えます。その中で、確かに今、親子鑑定はできるようになっていますが、それ以外にも、生物学的な手法としてDNAマーカーなど色々なもので簡単に証明できる、あるいはそのようなものの登録システムを作ることを一つ考えてはいかがかなと思えます。今は全ゲノム解析などが非常に安く容易になってきましたので、さらなる和牛の遺伝的な改良に関しても、できれば予算をいただいて、裾野の幅広い和牛の改良を行うことが大事ではないかと思っております。あともう一点、刑事上の措置において、特別法で要件を明確化して処罰範囲を特に違法性の高い行為類型に絞り込むということも中間とりまとめ案に述べられておりますので、これに関しても私は非常に重要な点かと思えます。以上です。

(石木座長)

ありがとうございました。次に大山委員お願いします。

(大山委員)

中間とりまとめ案の作成は非常に大変だったと思えます。どうもありがとうございました。私としましては、法律上のことに関しては専門の先生にお任せすればいいのかなと思っておりますが、特に、中間とりまとめ案の中のたとえば始めのところにもありますように、家畜の改良は畜産関係者等による創造的な活動であるということが共通認識となって、これまでの専門部会の議論が進んでいったということに関して、非常に評価をしているところであります。創造的な活動というとは非常にあか抜けた感じがする訳ですが、実際には非常に、想像以上に地道で長い時間をかけた畜産関係者の努力の結晶ですから、その成果が正当に評価されて議論のベースとなって今回のような新たな仕組みとして知的財産的価値が保護されるというのはとても意味深いものであると思っております。先ほど高橋委員の方からご指摘があったこととも関係しますが、いまのところ和牛を和牛たらしめている遺伝子というものがあると言われるとそれはなかなか難しいということが、現状ではあるかと思えますが、脂肪の質であったり量であったりということが、他の品種と比べて間違いなく高いということは事実であり、これが国際競争力を維持できている源泉であるということですから、今回のように精液や受精卵の海外流出が起きてしまいますと、我が国畜産業への影響は計り知れないということを改めて考えているところであります。また、今回の中間とりまとめ案の内容につきましては、前回の専門部会の中で示された畜産関係者に対するアンケート調査の結果というものも考えてみますと、現場で精液や受精卵の海外流出に非常に強い危機感もあるところですので、多くの畜産関係者の意向にも沿ったものだと感じております。私からは、この中間とりまとめ案で示された方向で生産現場の実情に適応した形で実際の仕組みが作られていくよう引き続き検討をお願いしたいと考えております。

(石木座長)

ありがとうございました。各委員よりそれぞれご意見をいただきましたが、全体として家畜の精液や受精卵の知的財産的価値を保護するために新たな仕組みを創設すべきであるということは、一致していると思います。それから、その仕組みの検討の際の留意点について高橋委員やそれぞれ委員から少しずつご発言がありましたが、概ね中間とりまとめ案の内容の中に含まれていると考えられます。また、林委員と越智委員からご発言がございました「譲渡等」の「等」の中に「輸出」も含まれるのかという点は、みなさんご異論ないと思いますが、事務局もよろしいでしょうか。

(三上室長)

今お手元に資料がないと思いますが、第1回専門部会の中でも不適切な行為としまして「譲渡・引渡し・輸出」をまとめて「譲渡等」と言っておりますし、第2回専門部会で使用した資料5などのパンチ絵の中でも、明確に不適切な行為として「譲渡・引渡し・輸出」を記載し、その第2回専門部会においても委員からも不適切な行為として「輸出」が入っていることは意義深いことだというご発言をいただきましたので、当然、「輸出」も入っているという趣旨でございます。

(石木座長)

ありがとうございました。一通り中間とりまとめ案の言わば核心部分のところについてご意見をいただいた訳でございますが、中間とりまとめ案全体の構成の中に入っております「はじめに」や「むすび」など、そのほか周辺の事柄も含めて何か更にご意見があれば伺いたいと思います。では、また林委員からお願いしたいと思います。

(林委員)

中間とりまとめ案の「むすび」の3行目以降に「今般検討を行った行為規制による保護制度の存在だけでなく、その前提となる民間契約等の管理措置の徹底と、それらの実行性の担保に資する、行政が関与するトレーサビリティ基盤の全てが有効に機能することが不可欠である。」と書かれておりまして、私もこの3点が三位一体に進められることが重要であると考えております。特にこの3点目の行政が関与するトレーサビリティの基盤という点につきましては、先ほど越智委員からも国が全国的なトレーサビリティのインフラとしてデータベースを作るべきとありましたが、それに向けた取組を進めていただくということが我が国の畜産業にとっても有用かつ求められているところではないかと思っております。

(石木座長)

ありがとうございました。次に高橋委員お願いします。

(高橋委員)

特にこの中間とりまとめ案に対しての意見はありませんが、せっかくですので申し上げさせていただきます。一昨年6月に発覚しました和牛の精液と受精卵を不正に中国へ持ち出そうとした事案以降、私ども委員は和牛遺伝資源の流通管理の検討会から参加させていただきました。その検討会では私ども畜産関係者や生産者自らが取り組むべき事項そして徹底すべき事柄をまとめ

て、自ら果たしていこうとなった訳でございます。そして、それを引き継ぎましてこの知的財産価値の保護強化専門部会で、家畜の精液や受精卵を重要な遺伝資源であるということも広く解釈いただきまして、刑事罰も組み入れた法制化の必要性の検討をしていただいたことに大変有り難く思っています。

この中間とりまとめ案をまとめられました農林水産省の事務局の方々のご苦勞に敬意を表させていただきたいと思います。ありがとうございました。

(石木座長)

ありがとうございました。次に小谷委員お願いします。

(小谷委員)

家畜改良の関係者の皆さんの努力のおかげで和牛は広く一般にも日本の財産と認識してもらっているというのは感じます。中間とりまとめ案の最後の「むすび」にもありますように、和牛のような有用な家畜の遺伝資源も日本の財産と認識し続けてもらえるように、畜産関係者には引き続き努力をしてもらいたいと思います。改めて中間とりまとめ案の最後の部分で「広く国民一般にも我が国固有の財産と認識し続けてもらえるよう」と書かれていますが、改めてこの発信の仕方について今日この専門部会の様子をメディアに伝えてもらうのも勿論大事ですが、農林水産省自らSNSや、WEBにより国民1人1人に届けるということも大事だと思います。この農林水産省自身の姿勢を示すことが畜産関係者や生産者の皆さんへ国の姿勢を語る、応援のメッセージにも繋がると思いますので発信にも気を配っていただきたいと思います。

(石木座長)

ありがとうございました。次に越智委員お願いします。

(越智委員)

法制化に関しては非常に良い方向に向かっていると思います。ただ法制化に伴って、いかに施行していくのか、適用していくのかというのが良い法律のポイントであって、やはりその運用に関してはくれぐれもご注意くださいと思っています。今回の和牛受精卵の中国への不正輸出の件ですが、その携わった徳島県の家畜人工授精所が実際問題、閉鎖になり、得た利益は罰金で支払ったので執行猶予が一応ついたということだったのですが、やはり本当に不正な行為は一握りの人間がやっているのですが、罰則を設けることで、もし不正な行為をして発覚したら金銭面の損害を受け、名誉も失うということの抑止力をアピールしていただくということが大事なかなと思っています。また、今、高橋委員を含め、畜産関係者の方々が家畜の改良を頑張っていらっしゃると思いますが、いかに良い法律を作ろうが、やはり畜産関係者の畜産業に対するマインドが低ければ、違法な行為を行う人間もいますので、不正な行為を行うのは本当に一握りのごく一部の人間ではありますが、家畜人工授精師のみなさん、畜産関係者の方が更なるマインドをもっていただいて、現場で改良や開発をしていただければと思っています。

(石木座長)

ありがとうございました。次に大山委員お願いします。

(大山委員)

私からも繰り返してしまっていますが、中間とりまとめ案の4ページ、5ページあたりに多くの記述が見受けられる訳ですが、先ほども申し上げましたとおり、例えば過失のない者の使用行為についての規制や差止請求の範囲等については、現場の実態を踏まえた中で、十分に考えての対応をお願いしたいと思っています。また、林委員から最後にご指摘がありましたように、「むすび」の部分ですが、生産段階の各所で意図しない間違いあるいは意図的な不正が起きないように仕組みが流通管理の仕組みの基本であり、そこが大事な部分だと思いますので、本専門部会の話とは少し違うところですが、流通管理の仕組みについても入念にご検討をお願いしたいと思っています。繰り返し先ほどから申し上げているとおり、取引の安全という表現もありましたが、現実には現場の農家の皆さんに非常に多く関わる部分ですので、取引の安全と行為の規制のバランスを現場の中でとれるようにお願いしたいということを最後に申し上げたいと思います。

(石木座長)

ありがとうございました。各委員からそれぞれご発言ありましたが、全体としてこの中間とりまとめ案の内容を仕組みとして、制度化していくことを前提としまして、そのほか行政が関与するトレーサビリティ基盤を作っていくということの重要性が複数の委員からご発言がございました。その他にも、家畜遺伝資源の知的財産的価値の保護に対する国民一般への広い理解も重要なので発信を農林水産省の方でもよく考えてほしいというご意見、それから制度の運用はくれぐれも注意してほしいというご発言もございました。それぞれ貴重なご意見だと思います。これらについて、この中間とりまとめ案を前提に対応はできることだと思いますが、それだけではなくという注文があったというように理解しております。だいたいご意見もまとまったと思いますが、何か言い漏らしたこと等はないでしょうか。

それでは、私も専門部会の一員として少し意見を言っておきますと、新たな仕組みについて中間とりまとめ案を元として制度化していくことになると思いますが、具体的な条文化をする際に、極力畜産関係者の人にも理解しやすいものになるようにというのが一つの注文でございます。今回はおそらく、法制化に伴い参考になる法制度の並びもあって、限界もあるのかなという気もしておりますが、家畜の改良関係者にはなじみの薄いような条文構成になるのかなというような気がしております。そのため、法制化することができたら、しっかりとうまく運用できるように説明の工夫を1つお願いしておきたいと思います。

それでは、今回の中間とりまとめ案については、概ねご理解をいただいたと思いますのでご了承という前提で、公表はもちろんできるだけ速やかにということですが、必要があれば表現の微修正、そのほか、公表のタイミング、更には公表の方法など、今後の扱いは座長一任ということによろしいでしょうか。

【異議なしの声】

それでは第4回の専門部会については、これで閉会いたします。長時間ありがとうございました。

【以上】